

事業計画見解書に対する再意見書

布引1

令和 6 年10月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	①大気・②水質・騒音・振動・③悪臭・④土壌・⑤地盤・⑥生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) P6-B7/8 本事業の安全安心に関する保障についての「証明」の件で、「大津夢の里第2 処分場の実績データ」を掲げているが、本事業との環境が違い、過去の実績は あくまで「実績」であり、将来を保証するものではない。管理型なら実績は適 応出来ると思うが、安定型では相当しない。	
理由 (必須) 持込品の有害物有無判定は、人間の感覚でしかなく、ヒューマンエラーは必ず発生する。 更に、判定基準は、科学的測定器を使用したデジタルではなく、アナログなので信用で きない。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ⑧ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

布引2

令和 6 年10月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	Ⓐ・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
P18-2(2)(3) 雨水排水処理について、「地下が岩盤で地下水は見受けられない」とあるが、岩盤であってもクラックがあったり、岩盤の周囲を流れる可能性は否定出来なく、浸透水溜池で処理できない。	
理由 (必須)	
完全な排水処理は不可能	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ Ⓐ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

布引3

令和 6 年10月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名 (

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	Ⓐ・Ⓑ・騒音・振動・臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
水道水源保護について	住民の一番心配するのは、工事完了後の 経年における汚水である。県の廃止基準 2年間は当然維持管理を継続するが、問 題はそれ以降の管理について、計画書で は県が確認すれば放置状態となる。
理由 (必須)	
水道に係る水質を汚濁するおそれがある。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ Ⓐ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

布引4

令和 6 年10月 4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	Ⓐ 大気・Ⓑ 水質・騒音・振動・Ⓒ 悪臭・Ⓓ 土壌・Ⓔ 地盤・Ⓕ 生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
P19～14 D・E 持込廃棄物の内容確認は、環境省の「処置マニュアル」、排出事業者との「マニフェスト」契約等、規則に順応したとしても、現実現場では、人による判断であり、完全な実行は不可能であり、混入物の検査は視界の範囲でしかなく、過失行為は必ず発生する。	
理由 (必須)	
持込廃棄物の正否判断を、目視確認だけでは不可能	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ Ⓐ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

布引5

令和 6 年10月4 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名 (

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	Ⓐ・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
大山田地区における「命の水」とも言える服部川の水質を、現状から多少なりとも変化 (悪化) するような施設の建設は、自然環境の破壊に繋がり、将来の人格権・水利権・生存権が脅かされる。	
理由 (必須)	
伊賀市の「水道水源保護地域」に、産業廃棄物最終処分場事業は「管理型」以外は不要。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ Ⓐ ・ 不明)